

奈良県警察本部告示第11号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（警察署長に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年3月奈良県規則第43号）第3条の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月8日

奈良県警察本部長 原 山 進

1 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		対象手続等の名称
名称	条項	
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項	自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知及び当該通知に関する申請
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項	保管場所標章の交付申請

2 適用日

平成25年4月1日